

(任期)

第10条 役員の任期は、組長、班長及び子ども会育成会長は1年、その他の役員は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は引き続き4年を超えることはできないものとする。

(1) 任期中に役員が欠けたときは、第9条に定めるところにより、役員を選出するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類) 本会の会議は、総会、役員会、評議委員会、会長選考委員会、組長・班長会とする。

(総会)

第11条 1. 総会は、会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とする。
2. 総会の表決権は、1世帯1名とする。
3. 定期総会は、年1回開催する。開催日は4月の第2日曜日とする。
4. 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の議決があったときに、会長が召集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (2) 資産管理報告
 - (3) 規約の改正に関する事項
 - (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (5) 役員の任免に関する事項
 - (6) その他会の運営に関する事項で、役員会において総会の議決を要すると認めた事項
- 2 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 3 重要事項の中で急を要するものは、役員会で協議執行し、次の総会で、承認を受ける。

(総会の成立要件並びに議長及び議決)

第13条 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむをえない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。総会の議長は、会員の中から選出する。総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(役員会)

第14条

役員会は、会計監査、班長を除く第8条の役員をもって構成する。

役員会は、原則として月1回以上開催し、会長が召集する。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、会長が必要に応じて会長の諮問機関として設置することが出来る。

(会長選考委員会)

第16条 会長選考委員会は会長が招集し、本会の会長・副会長の候補者を選考し、総会におい